

## 派遣法改正に基づくマージン率の公開

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。（法第 23 条第 5 項）このマージン率は以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の平均賃金}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

※小数点以下第一位以下四捨五入

事業所名	: 株式会社チャージ 栄支店
事業所所在地	: 愛知県名古屋市中区栄 4-2-10 KURI ビル 9F
集計期間	: 令和 3 年 11 月 1 日～令和 4 年 10 月 31 日
派遣労働者数	: 24,256 人
派遣先事業所数	: 147 件
派遣料金の平均額	: 13,169 円（8 時間として換算）
派遣労働者の平均賃金	: 9,405 円（8 時間として換算）
マージン率	: 28.6%
教育訓練に関する事項	: 派遣の概要、一般マナー教育（ビデオ講習） 派遣前教育（メール）
キャリアコンサルティング	: 株式会社チャージ栄支店 大野雅博
相談窓口及び連絡先	TEL. 052-249-4133 Mail. info@charge-staff.co.jp
派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定の締結	: 労使協定を締結している 協定書の有効期間終期 令和 5 年 3 月 31 日
協定労働者の範囲	: 派遣先で次の業務に従事する従業員 ※別表 1 参照